

事 務 連 絡
令和7年4月10日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

**令和7年度に国立がん研究センターが実施する
がん診療に携わる医療従事者等に対する研修について**

国立がん研究センターにおいては、がん診療連携拠点病院等の医療従事者等に対する研修を行っております。

今般、国立がん研究センターにおける研修を有効活用いただけるよう、別添のとおり、対象者ごとにその種類を分類するとともに、都道府県の推薦など必要事項等を整理しましたので、貴管内のがん診療連携拠点病院その他の医療機関への周知方よろしくお取り計らい願います。

特に、がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院については、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日健発0801第16号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「がん診療連携拠点病院指針」という。）に基づき、小児がん拠点病院については、「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日健発0801第17号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「小児がん拠点病院指針」という。）に基づき、国立がん研究センターがん対策研究所による研修を修了・受講した相談員及びがん登録実務者を配置する必要がありますので、特段の御配慮をお願いいたします。

(別 添) 令和7年度の国立がん研究センターにおけるがん診療に携わる医療従事者を対象とした研修について

1 研修の種類

(1) がん相談支援センター相談員

- ① がん相談支援センター相談員基礎研修 (1) (2)
 - ア 研修修了(テストなし)コース
- ② がん相談支援センター相談員基礎研修 (1) (2)
 - イ 知識確認(テストあり)コース
- ③ がん相談支援センター相談員基礎研修 (3)
 - ア 国指定コース(国指定拠点病院対象)
- ④ がん相談支援センター相談員基礎研修 (3)
 - イ 非拠点コース(国指定拠点病院外対象)
- ⑤ がん相談支援センター相談員指導者研修
- ⑥ がん相談支援センター相談員指導者等スキルアップ研修
 - ア 情報から始まるがん相談支援
 - イ がん情報サービスサポートセンター研修

(2) がん登録実務者

- ① がん登録 病院等実務者 初級認定試験
- ② がん登録 病院等実務者 初級認定者研修
- ③ がん登録 病院等実務者 初級認定更新試験
- ④ がん登録 病院等実務者 中級(院内がん登録)研修
- ⑤ がん登録 病院等実務者 中級(院内がん登録)認定試験
- ⑥ がん登録 病院等実務者 中級(院内がん登録)認定者研修
- ⑦ がん登録 病院等実務者 中級(院内がん登録)認定更新試験
- ⑧ がん登録 病院等実務者 中級(院内がん登録)小児がん研修
- ⑨ がん登録 病院等実務者 中級(院内がん登録)小児がん認定試験
- ⑩ がん登録 データ分析研修
- ⑪ がん登録 都道府県行政担当者研修(前期・後期)
- ⑫ がん登録 都道府県実務者研修(前期・後期)

(3) チーム

- ① 都道府県がん診療連携拠点病院医療者対象
「骨転移診療の質の向上をチームで考えよう！」

(4) 地域緩和ケア連携調整員

- ① 地域緩和ケア連携調整員研修 E-ラーニングコース
- ② 地域緩和ケア連携調整員研修 ベーシックコース
- ③ 地域緩和ケア連携調整員研修 アドバンスコース
- ④ 地域緩和ケア連携調整員研修 地域緩和ケア連携フォーラム

(5) 生活習慣病検診等管理指導協議会部会員およびがん検診担当者

- ① 全国がん検診指導者研修
- ② 全国がん検診従事者研修

2 研修計画等

令和7年度の研修計画は別添のとおりです。

なお、各研修の開催日時、申込の締切期日などの詳細については、後日、都道府県あてに情報提供いたします。

3 研修の申込、各都道府県の推薦、受講者の選定・通知、経費

(1) 研修の申込

研修に参加を希望される場合には、必要書類を作成の上、各医療機関から国立がん研究センターへ直接申し込むこととなります。なお、詳細については、以下のサイトをご確認ください。

がん情報サービス

「国立がん研究センターが実施するがん診療に携わる医療従事者に対する研修について」

URL : https://ganjoho.jp/med_pro/training/training_info.html

※ 研修の申込を行った者から研修受講者を選定し、国立がん研究センターより所属施設長及び受講者に通知

(2) 都道府県の推薦

当面、下記の研修については、以下の理由により各都道府県からの推薦が申込の前提となりますので、特段の御配慮をお願いいたします。

- 1) がん相談支援センター相談員指導者研修については、各地域における相談員のための継続教育に指導的に関われる人材の養成を目的とするため。原則、都道府県がん診療連携協議会の下に組織される相談支援に関する部会の部会長からの推薦とするが、部会が無い場合は、都道府県のがん対策主管課の長からの推薦を受けている

こととしている。

(3) 経費

受講料については、有料とする研修と無料とする研修とがあります。費用の詳細については後日、各研修の詳細と併せて、都道府県あてに情報提供いたします。

また、受講地への旅費・滞在費等は受講者側の負担となります。ただし、がん診療連携拠点病院の医療従事者が下記の研修を受講する場合で、研修受講後に各都道府県内で研修会を開催するなど、地域のがん医療を牽引していく計画がある場合には、がん診療連携拠点病院機能強化事業を活用できるものとします。なお、2021年度（令和3年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、eラーニングやオンラインに変更となっている研修もあるため留意するようお願いします。

- 1) がん相談支援センター相談員基礎研修（3）
- 2) がん相談支援センター相談員指導者研修
- 3) がん相談支援センター相談員指導者等スキルアップ研修

4 がん診療連携拠点病院の指定要件との関係

がん診療連携拠点病院等については、「がん診療連携拠点病院指針」及び「小児がん拠点病院指針」に基づき、国立がん研究センターがん対策研究所による研修を修了・受講した相談員及びがん登録実務者を配置する必要があります。

がん診療連携拠点病院および特定領域がん診療連携拠点病院においては、専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置することが求められています。当該者は、がん相談支援センター相談員基礎研修（1）（2）（3）を修了した者であることとされています。都道府県がん診療連携拠点病院においては、がん相談支援センター相談員基礎研修（1）（2）（3）を修了した専従の相談支援に携わる者を2名以上配置することが望ましいとされています。また、相談支援に携わる者のうち、少なくとも1名は国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員指導者研修を修了していることとされています。

地域がん診療病院においては、専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置することが求められています。当該者のうち、1名は基礎研修（1）（2）を受講した者であること、もう1名は基礎研修（1）（2）（3）を修了した者であることとされています。

小児がん拠点病院においては、国立がん研究センターが実施するがん相談支援センター基礎研修（1）（2）を受講の後、国立成育医療研究センターが実施する「小児がん相談員専門研修」を受講することとします。

また、がん登録実務者については、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院においては、「専従で中級認定者の認定を受けているものを1人以上配置すること」となっています。中級認定者が不在の場合は、指定要件を満たしていないこととなります。

地域がん診療病院においては、「認定を受けている専従の院内がん登録の実務を担うものを1人以上配置すること。認定については中級認定者が望ましい」とされています。

小児がん拠点病院においては、「国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けておりかつ中級認定者相当の技能を有する者を1人以上配置すること。」となっています。中級認定者または小児がん認定者が不在の場合は、指定要件を満たしていないこととなります。